

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	セイコーグループ株式会社
【英訳名】	SEIKO GROUP CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 修司
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役・常務執行役員 米山 拓
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座4丁目5番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高橋修司及び取締役・常務執行役員米山拓は、当社の第164期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。